

所得税関係

令和7年年末調整の実務対応

1 はじめに

令和7年度税制改正によりいわゆる「年収の壁」の対策として所得税の各所得控除等が改正された。これにより年末調整はこれまで以上に複雑化し、年末調整の対象者である従業員等がこれを正確に理解し計算することは容易ではない状況は明らかである。現場での混乱を避けるため私たち税理士や事業所の年末調整担当者がポイントを明確にして従業員等に伝えることが実務において重要であると考え

2 改正の概要

(1) 基礎控除の引き上げ

基礎控除は、合計所得金額2,350万円以下の者について、改正前48万円から最大95万円まで段階的に引き上げられた。

(2) 給与所得控除の引き上げ

給与所得控除は合計所得金額190万円以下の者の最低保証額が65万円に引き上げられた。

(3) 扶養控除等の所得要件緩和

扶養控除、配偶者控除の扶養親族等の合計所得金額の要件が改正前48万円以下から58万円以下に引き上げられた。その他、配偶者特別控除、勤労学生控除、ひとり親控除の所得要件も引き上げられた。

(4) 特定親族特別控除の創設

生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を

除く）で合計所得金額が58万円超123万円以下の者（以下「特定親族」という。）に対する特別控除が新設され、従前、103万円の壁により就業調整をしていた学生アルバイトなどに対する措置として扶養控除の適用が受けられない場合でも特定親族の合計所得金額の区分に応じて特別控除が受けられることとなった。

3 年末調整の対応策

(1) 従業員等への周知に限界

扶養控除申告書等の提出は「国内において給与等の支払いを受ける居住者」、つまり従業員等が行わなければならない（所法194～195の4、措法41の3の12）。しかし、これだけ複雑化した年末調整について、すべての従業員等が理解して正確な申告書等を提出できるという前提には限界がきていると考える。例えば、従業員等が「収入金額と所得金額の違い」を理解して本人及び扶養親族等の合計所得金額等を適正に記入できるかという懸念がある。さらに今般の改正で所得金額に応じた控除額が設けられたこと（上記2. (1)(4)）で所得金額の区分がより重要視され見積額であってもより厳密な所得金額が求められることとなった。このような状況を踏まえ、その対応として①従業員等及び扶養親族等の給与以外の所得の有無を確認、②

面金額)のみを把握、③ある場合には給与の収入金額(額面金額)とそれ以外の所得を個別に把握するというように、その確認するポイントを明確にしてあとはシステムで計算後、本人が確認するという対応が必要と考える。

(2) システム管理が前提

現行の年末調整においては上述のとおり制度が複雑化し過ぎているためシステム管理をしなければ(いわゆる「紙の申告書」だけでは)実質、管理は不可能である。さらにシステム管理の体制としては、各従業員に各自のアクセス権を与え、本人にシステム入力させた上で年末調整担当者が確認することが理想と考える。また、令和7年より「扶養控除等申告書」は「前年から異動なし」という「簡易な申告書」の提出が可能となったこと(所法194②)で前年以前のデータがシステム管理されていなければ今後は計算処理が逆に煩雑化してしまうという懸念がある。

4 おわりに

実務において上記の対応が必要であると考えますが、そもそも年末調整のみならず現行の税法において、租税の原則「簡素」が損なわれてしまっていることに大きな問題があると私考する。

右山研究グループ
税理士 富永 典寿